

「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価（案）

現在の「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」に掲げる考え方のもと、どのような取り組みが行われてきたのかを本委員会で協議し、評価することにより、今後の取り組みの方向性について検討する際の参考とするものです。

1. 放課後子ども総合プランに係る整備目標

(1) 放課後児童クラブ

【量の見込みと実績】

(単位：人)

		R3 年度当初	R4 年度当初	R5 年度当初	R6 年度当初	R7 年度当初
量の見込み (整備目標)	小1～3年生	11,977	12,073	11,925	11,680	11,279
	小4～6年生	2,728	2,806	2,789	2,810	2,818
	合計	14,705	14,879	14,714	14,490	14,097
供給可能数 (確保実績)	児童館 児童クラブ	15,604	16,372	17,018	/	/
	民間 児童クラブ	1,078	1,149	1,375		
	合計	16,682	17,521	18,393		
申込者数 (5/1時点)	合計	14,177	15,011	15,520		
登録児童数 (5/1時点)	小1～3年生	11,436	11,957	12,384		
	小4～6年生	2,735	3,034	3,125		
	合計	14,171	14,991	15,509		

※事業計画は令和2～6年度の5年間を計画期間としており、各年度において翌年度当初の量の見込みに向けた整備を行うことから、令和3～7年度当初時点での量の見込みと確保方策を記載しています。

本市では、仙台市すこやか子育てプラン2020において上記のとおり整備目標を定めています。コロナ禍が長期化する中で、感染抑制と社会活動の両立を目指すようになり、児童クラブの需要が回復したことや、就労形態の多様化等により利用ニーズが高まったことから、放課後児童クラブ登録児童数は増加していますが、学区ごとの就学児童数推計をもとに児童館児童クラブの利用見込みを算出し、主に小学校施設（余裕教室やタイムシェア等）を活用した放課後児童クラブサテライト室の整備により、登録児童の受入れを拡大しました。

(2) 一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室

学校敷地内（隣接含む）に児童館が設置されており、かつ放課後子ども教室が開催

されている学校数は 13 箇所となっています。うち、放課後子ども教室が実施する活動プログラムに放課後児童クラブの児童が参加可能な、いわゆる「一体型」の実施がなされている学校数は 9 箇所となっており、仙台市放課後子ども総合プラン実施方針策定時の 4 箇所より増加しました。

新・放課後子ども総合プランでは、一体型の実施において、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要であるとされていることから、今後現在の一体型 9 箇所について、さらなる連携の促進とプログラムの充実を図ることが必要です。また、その他の箇所についても、両事業の運営状況等を考慮しながら、連携の促進を図る必要があります。

(3) 放課後子ども教室

【放課後子ども教室数（実施教室数）の推移】

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施教室数	27	25	22	27	28

新型コロナウイルス感染防止による休止等のため、令和 2 年度及び令和 3 年度は、活動を見送った教室もあり実施教室数は減少しましたが、令和 4 年度には感染症対策を講じた活動の工夫等により 3 教室が活動再開したほか、令和 4 年度に新たに 2 教室、令和 5 年度に 1 教室が開設されました。今後も放課後子ども教室を実施する意向のある小学校区を把握し、該当校区での整備に向けて学校や地域の関係者等と適宜調整を図っていく必要があります。

2. 放課後子ども総合プランの実施

(1) 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的又は連携による実施

両事業の連携に関し、国においては、両事業の一体型又は連携型の取組みを推進していますが、本市においては、主に児童館内で放課後児童クラブを、小学校内で放課後子ども教室を実施しており、全ての学区において国の示す一体型の要件を満たす状況にはなく、また、両事業の運営主体が異なり、放課後子ども教室によって対象学年・従事者・実施頻度・内容等が様々です。

このような状況を踏まえ、平成 30 年度の本委員会でもとめた「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携の在り方」の提案書において、国の示す一体型等にとらわれず、また、全ての地域において画一的なものとはせず、両事業の役割や基準等が損なわれないことを前提に、各地域の実情や両事業の運営状況を踏まえた連携を促進していくことが提案されました。

しかしながら、令和 2 年 3 月に新型コロナウイルス感染症が全国的な広まりを見せて以降、両事業の活動及び従事者の連携機会、地域交流の機会が制限され、連携の促進が困難な状況となりました。

令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行し、これらの制限が緩和され、コロナ禍前と同等の活動や地域交流も可能となりつつあることから、今後、

現在の両事業の運営や連携の状況を踏まえながら、各地域の実情に応じた両事業の連携の促進に取り組む必要があります。

(2) 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と子ども若者局の連携

小学校施設を活用した児童クラブ等の整備に関し、相互に協力しながら検討を進めることについての協定書を教育委員会と子供未来局で平成 27 年 10 月に締結し、学校運営に支障がない範囲において、余裕教室等を放課後児童クラブ等に活用する取組みを進めるとともに、放課後児童クラブの活動の充実に向けて、校庭や体育館の使用についても協議を行っております。

この協定及び新・放課後子ども総合プランに基づき、毎年小学校長会において小学校施設を活用した放課後児童クラブサテライト整備等について協力を依頼するなどして、相互に協力しながら整備拡大や連携の促進を図っています。

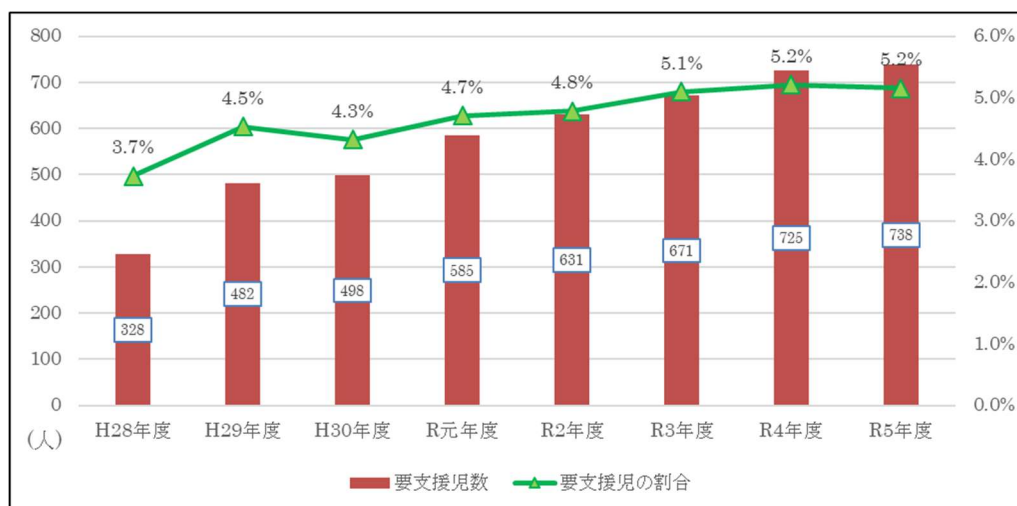
また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に関する学校現場における理解・協力の促進に向け、両事業の活動内容についての情報発信、児童に関する情報共有の推進等について教育委員会と子ども若者局双方の責任のもとで協力して取り組みました。

加えて、放課後児童クラブで放課後の時間を過ごす子どもの増加等により、下校・帰宅の在り方が多様化している中、登下校時における防犯対策の実施において、教育委員会および子ども若者局等により構成される仙台市通学路安全推進会議を軸として、道路管理者や警察機関等関係機関による連携のもと、通学路の合同点検等を通じて安全確保に努めました。

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

登録児童数の増加とともに、障害等により特別な配慮を必要とする児童（以下、「要支援児」という。）も増加しています。

【要支援児数と登録児童全体に占める割合の推移（各年 5 月 1 日時点）】



要支援児に適切に対応するため、放課後児童クラブにおいては学識経験者や発達相談支援センター職員らを委員とする支援検討会議を開催し、対象児童の支援の必要度等を審査し、職員の追加配置等を行っているほか、受け入れにあたっては、スーパーバイザーが児童館にて要支援児の様子を観察し、助言指導を行う巡回指導も実施しています。

【巡回指導の実施状況】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年
実施館数	51館	54館	57館	49館

また、要支援児の増加に比例し要支援児対応の職員体制強化・育成が必要となることから、小学校等の特別支援教育コーディネーターや保護者との連絡調整等に従事する職員を養成する児童館特別支援コーディネーター養成研修を実施しているほか、令和5年度より要支援児対応職員の1名常勤化を行いました。

本市主催の児童館職員向け研修においても、現場の課題やニーズを踏まえた研修プログラムを実施しています。

【児童館特別支援コーディネーター養成研修 修了者数】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年
修了者数	31人	26人	27人	23人

放課後子ども教室においても、「配慮が必要な子どもたちへの理解と支援」をテーマに研修を実施するなど、各教室のコーディネーターの資質向上や課題意識の共有を図りました。

また、放課後児童クラブにおいては、児童の状態や家庭の状況を把握し、いじめの発生や保護者による不適切な養育等が疑われる場合には、引き続き学校や児童相談所、各関係機関と連携のうえ早期対応に努め、すべての児童が安心して過ごすことができる場としていくことが必要です。

(4) 両事業の役割の向上

今後、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の取組みを充実させ、両事業の役割を向上させていくためには、これらの事業を担う人材の確保が重要であり、また、従事者・参画者の資質を向上させていくことが重要です。

放課後児童クラブにおいては、保育所等における保育士不足と同様に、放課後児童支援員についても、各運営団体における人材確保が難しくなっていることから、本市主催の就職説明会などを活用し保育施設等への就職希望者に対して直接児童館の業務内容等を説明するなど人材確保に努めた他、国の補助制度を活用し、放課後児童支援員を対象とする処遇改善を行っています。

また、児童館職員の資質向上を図るための研修について、感染拡大防止の観点から令和2年度よりDVDの貸出や動画共有サービスも活用して実施し、受講機会の確保に努めました。動画共有サービスによる研修については、移動時間の削減により児童対

応時間の確保につながったこと、同時に複数の児童館職員が意見交換をしながら受講できること、繰り返し研修内容を確認できる等の効果もあったことから、今後も研修内容に応じて積極的に活用します。

【児童館職員研修の実施回数と概要】

年度	実施回数	内容
令和4年度	9回	いじめ対応、児童理解、要支援児対応等
令和3年度	9回	職場のコミュニケーション、障害の特性に応じた対応等
令和2年度	2回	児童福祉施設における感染症対策、メンタルヘルス
令和元年度	8回	児童館運営と活動事例の紹介、親子関係と家庭環境の考え方等

放課後子ども教室においては、教育委員会主催の「コーディネーター交流会」を実施し、コロナ禍での教室運営の工夫やアフターコロナを見据えた活動予定等、各教室における活動の充実に資する情報提供や情報交換を行いました。事業のコーディネーター等関係者の高齢化や担い手不足を回避し、持続可能な活動としていくため、交流会の継続的な開催はもちろんのこと、職員が各教室を訪問し、他教室への情報提供の橋渡し役となるなど、引き続き活動支援の取組みを行う必要があります。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ等への活用

新設・拡充する児童館児童クラブについては、学校施設の活用を中心とした整備に努めました（令和2年度に荒井児童館を荒井小学校内に開館、令和5年度に生出児童クラブ室を生出小学校敷地内に開設）。

放課後児童クラブサテライト室の整備については、翌年度の登録児童数を推計し、待機が発生する可能性のある学区について、学校施設の利用を最優先に検討することとしています。放課後児童クラブの実施場所として使用できる可能性のある学校施設の状況について、定期的に庁内での情報共有を図りました。学校の状況により、放課後児童クラブとして専用可能なスペースを確保できない場合であっても、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に、放課後児童クラブの実施場所として一時的に活用する、いわゆる「タイムシェア型活用」についても実施を進め、学校施設を活用した放課後児童クラブサテライト室数を増やしました。

民間賃貸物件を活用した児童クラブサテライトについても、学校施設に移設する取組みを進めています。

また、学校の教室不足に伴い、校舎の増改築等を行う際には、放課後児童クラブの新設等に必要なスペースを含めた整備について教育委員会とこども若者局で情報を共有し連携のうえ、検討を進めました。

【放課後児童クラブサテライト室の状況の推移】※毎年度4月1日現在。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童館数	112館	113館	113館	112館	112館
サテライト室数	88か所	94か所	96か所	101か所	104か所
・学校施設内利用	(50)	(53)	(52)	(60)	(62)
内) 余裕教室	11	11	11	11	11
タイムシェア	39	42	41	49	51
・民間賃貸	(24)	(26)	(29)	(27)	(27)
・その他	(14)	(15)	(15)	(14)	(15)

(6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

放課後児童クラブについては、ニーズに対応するため、原則として平日は午後7時15分まで延長しています。

(7) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知推進

放課後児童クラブを含む児童館での育成支援事業については、児童館・児童クラブ便りやホームページ・SNS等を活用した情報発信、児童館運営委員会や学校評価委員会、保護者説明会等の場での事業説明・情報共有に努めました。

今後は、コロナ禍において開催が制限されていた、児童館まつりや市民センター・保護者団体等との共同企画による行事開催などを通じて、取組み内容の周知を推進する必要があります。

3. 推進体制

新・放課後子ども総合プランの適切かつ円滑な実施と、本市の実情に応じた効果的な児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について検討するために設置された本委員会では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況等について毎年度報告を受け、意見を述べてきました。教育委員会、こども若者局及び両事業の運営主体においては、委員会の意見を踏まえながら、新・放課後子ども総合プランの実施に取り組みました。

令和2年度以降の委員会では、コロナ禍における両事業の実施状況を中心に議論がなされ、今後も感染防止対策に留意しながらの事業運営が必須であることが想定されたことから、コロナ禍における取組み状況を整理し、今後の両事業の運営について検討を行いました。令和3年度にアンケートによる現場調査を実施し、令和4年度に「放課後児童クラブと放課後子ども教室のコロナ禍における事業運営」についての提案書をまとめ、今後の事業運営の参考となるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の各運営主体へ周知しました。

今後の推進にあたっては、仙台市放課後子ども総合プラン実施方針に基づいたこれまでの取組みの評価を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症対策等新たに出てきた課題も考慮した今後の取組みの方向性を検討し、新たな仙台市放課後子ども総合プラン実施方針の内容に盛り込んでいく必要があります。